

災害等の補償内容／災害共済金の支払額



風災・雹災



水害



雪害



台風等による土砂崩れ、
地滑り、高潮、高波等



凍結による建物の
水道管・給排水管の破裂

注1 経年劣化による「屋根・壁等の破損」、防水機能の劣化・排水口（管）の詰まり・オーバーフロー（排水能力を超えたこと）等による建物外部の損傷を伴わない「雨水の浸入」、浸水原因が不明な「雨漏り」、雪による「すが漏れ」、窓や戸からの雨風の「吹込み」等による損害は支払対象外です。

なお、「すが漏れ」とは、「屋根裏の暖かい空気によって解けた雪が軒先の冷気により凍り、その氷が融雪水をせき止め、せき止められた水が長く留まることにより、雨漏りの原因となる」ものをいいます。

注2 床下浸水により建物自体に損害がない場合、床下に流入した漂流物（流入した草木や泥など）の撤去、床下の清掃等の費用は補償しません。

1.災害共済金の最高限度額（共済金額 建物:4,000万円、動産:2,000万円の場合）

建物 2,800万円 動産 1,400万円

2.災害共済金の支払額

支払額 = 共済金額 × 損害の程度に応じた支払率（支払額は損害額*が限度です。）

- ・建物に損害が生じ、併せてそれによる浸水の損害が生じた場合は、建物の損害の程度又は浸水の程度のいずれか高い支払率により支払います。
- ・物置・車庫等の支払額は、建物の共済金額の**1.4%**が上限で、災害共済金に加えて支払います。
- ※ 損害額とは、修復又は修繕が可能なきときは、その修復又は修繕に必要な金額をいい、修復又は修繕が不可能なきときは、再取得価額をいいます。

重要

具体的な
損害の事例



建物の支払率

損害区分				支払率
損害の程度	認定の基準			
	建物の損害	浸水の程度		
全損	再取得価額に対する損害額の割合	70%以上	1階天井まで達した場合	70%
大規模半損		50%以上	床上1m以上	36%
半損		40%以上	床上30cm以上	18%
		20%以上	床上以上	10%
一部損		15%以上		6.0%
		10%以上		3.6%
		5%以上		2.4%
		5%未満		床上まで達しない場合

動産の支払率

損害区分			支払率
損害の程度	認定の基準		
	動産の損害		
全損	再取得価額に対する損害額の割合	80%以上	70%
大規模半損		60%以上	36%
半損		50%以上	18%
		30%以上	10%
一部損		20%以上	6.0%
		10%以上	3.6%
		5%以上	2.4%
		5%未満	1.2%



ご注意

1回の災害等により災害共済金の支払総額が50億円を超えるおそれがある場合、共済金を削減することがあります。（削減実績なし）
《過去の主な支払実績》 ●H26年 雪害：約5億円 ●H30年 台風21号：約11億円 ●R1年 台風19号：約8億円